

特定情報通信機器の即時償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法45の3)

事業年	・	・	法人名
特定情報通信機器の区分	1 措規20条の16の2 第1項第()号	措規20条の16の2 第1項第()号	措規20条の16の2 第1項第()号
特定情報通信機器の名称	2		
取得等年月日	3 平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	4 平 · ·	平 · ·	平 · ·
特定情報通信機器の取得価額の計算	5 本体装置の取得価額 6 附属装置の取得価額 (5)の取得価額の合計額 (5)+(6)が100万円以上となるときは、100万円-(5) 8 (7)の金額に満たない範囲内で選択した附属装置の取得価額 (5)のうち選択したもの (6)の取得価額の合計額 9 特定情報通信機器の取得価額 (5)+(6)又は((5)+(8))	円	円
耐用年数	10	年	年
償却率	11		
普通償却限度額 (9) × (11) × $\frac{1}{12}$ 又は ((9)-(9) × $\frac{10}{100}$) × (11) × $\frac{1}{12}$	12	円	円
特別償却限度額 (9) - (12)	13		
償却・準備金方式の区分	14 償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等			
附属装置の名称及び取得価額並びに即時償却の対象とするものの選択	15 □ () 円 □ () 円	□ () 円 □ () 円	□ () 円 □ () 円
事業の用に供した器具及び備品の仕様等判定上参考となる事項	16		
その他参考となる事項	17		

特別償却の付表（二十一）の記載の仕方

1 この付表（二十一）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の3《特定情報通信機器の即時償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定情報通信機器の特別償却限度額の計算に関するべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、この特別償却の適用を受ける特定情報通信機器ごとに、別行に記載してください。

2 この付表（二十一）の記載順序は、次のとおりです。

① (1)欄から(4)欄までの各欄

② (15)欄（即時償却の対象とするものの選択欄「□」を除きます。）から(17)欄までの各欄

③ (5)欄から(7)欄までの各欄

④ (15)欄の即時償却の対象とするものの選択欄「□」

⑤ (8)欄から(14)欄までの各欄

3 「特定情報通信機器の区分1」は、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の16の2第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当号を記載してください。

4 「特定情報通信機器の名称2」には、特定情報通信機器に該当する器具及び備品について、措置法規則第20条の16の2第1項各号に掲げる名称を、例えば「電子計算機」、「デジタル複写機」のように記載します。

なお、各号に掲げる附属装置のみを取得等した場合にはこの特別償却の適用はありませんので、注意してください。

5 「取得等年月日3」及び「事業の用に供した年月日4」のいずれもが平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間にある場合に限りこの特別償却の適用がありますので、注意してください。

6 「特定情報通信機器の取得価額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「本体装置の取得価額5」は、措置法規則第20条の16の2第1項各号に規定する附属装置以外の当該各号に掲げる器具及び備品の取得価額を記載します。

ただし、その特定情報通信機器につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

(2) 「附属装置の取得価額6」は、(15)欄の取得価額の合計額を記載します。

(3) 「(7)の金額に満たない範囲内で選択した附属装置の取得価額8」は、(15)欄の附属装置のうち即時償却の対象として選択したものとの取得価額の合計額を記載します。

(4) 「特定情報通信機器の取得価額9」は、(5)+(6)が100万円未満である場合には「又は((5)+(8))」を消し、(5)+(6)が100万円以上である場合には「((5)+(6))又は」を消して記載します。

なお、本体装置と附属装置の取得価額の合計額が100万円未満でそれぞれの装置の取得価額が明らかでない場合には、(9)欄に当該合計額を記載し、(5)欄、(6)欄及び(15)欄の記載を省略して差し支えありません。

7 「普通償却限度額12」を定率法により計算する場合には $(9) \times (11) \times \frac{1}{12}$ の算式により、定額法により計算する場合には $((9) - (9) \times \frac{10}{100}) \times (11) \times \frac{1}{12}$ の算式によります。

この場合、それぞれの算式の分子には、特定情報通信機器を事業の用に供した日から期末までの月数を記載します。

なお、その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げます。

8 「償却・準備金方式の区分14」は、その特定情報通信機器につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「附属装置の名称及び取得価額並びに即時償却の対象とするものの選択15」は、措置法規則第20条の16の2第1項各号に規定する附属装置について、次により記載します。

(1) ()内にはそれぞれの附属装置の名称を、例えば「入力用キーボード」、「プリンター」のように記載します。

(2) 「□」には、(7)の金額に満たない範囲内で即時償却の対象として選択したものについて、「√」により表示します。

なお、個々の附属装置の取得価額のうちその一部に相当する金額のみを特別償却の対象にすることはできませんので、注意してください。

10 「事業の用に供した器具及び備品の仕様等判定上参考となる事項16」は、事業の用に供した器具及び備品が特定情報通信機器に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。